様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年　　6月　　5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） すたっど  一般事業主の氏名又は名称 STAD  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒619-0238  京都府相楽郡精華町精華台7-5-1関西文化学術研究都市  けいはんなオープンイノベーションセンターKICK本館1階  法人番号  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＳＴＡＤ-DXビジョン2025 | | 公表日 | 2023年　　4月　　27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://stad.news/dxvision2025.pdf 2,12,16ページ | | 記載内容抜粋 | デジタルで様々な壁の掘削と適切な場所への構築をすすめる。そして横串でチャレンジャーと企業をつなぐ。つなぐ手段としてコンテスト共通プラットフォームをSaaSサブスクリプションモデルで企業やスタートアップ、個人に提供。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年2月10日にCEO　小嶋秀治およびCDOにより  経営方向性、技術活用の方向性承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＳＴＡＤ-DXビジョン2025 | | 公表日 | 2023年　　4月　　27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://stad.news/dxvision2025.pdf>  14ページ | | 記載内容抜粋 | エコシステムの重要性やDXの重要性、そしてエコシステムを活用できる人材を増やす。そしてまずは組織間、そして企業間とミクロからマクロな世界へ進出していく。  デジタル技術を用いたデータ活用戦略を具現化したシステムとして  https://stad.news/dxvision2025.pdf  12ページの図  SNSやイベント機能にてDXの重要性、日本の起業数増加のためのエコシステムの重要性を伝える。会員データや活動内容を元にマッチングおよびフォーラムにて事業創造を促す。個人から企業、インプットシステムからアウトプットシステムへの転換でミクロからマクロへ進出。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年2月10日にCEO　小嶋秀治およびCDOにより  経営方向性、技術活用の方向性承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://stad.news/dxvision2025.pdf>  18ページ | | 記載内容抜粋 | CEOとCDOを中心に構成  プロダクトチームとデジタルサービスを紐付け、  プロダクトチーム毎にサービスを持続的に提供可能  を目的とするマイクロサービス型組織を構成  ベトナム、アメリカ大学、顧問先ベトナム企業との産学連携によるビジネススクールの立ち上げによる人材確保と育成 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://stad.news/dxvision2025.pdf>  4ページ | | 記載内容抜粋 | システムはCEO考案、CDOシステム起案で進めるアーキテクチャーとしてマイクロサービスを採用し、必要機能は各種API連携で構築  2025年にDX研究開発費対販売管理費の割合を80%：20 %にする。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＳＴＡＤ-DXビジョン2025 | | 公表日 | 2023年　　4月　27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://stad.news/dxvision2025.pdf>  3ページ | | 記載内容抜粋 | 2025年までの目標値  DXの情報を発信しDX人材育成に貢献しているか確認する指標として  DX事例を配信するスタッドニュースの閲覧会社を年間50社  エコシステムに賛同し協力してくれる企業が存在することを確認する指標として  プラットフォーム参加社30社  社会にDXを通じて貢献できているかの指標として  　プラットフォーム上での創造されたDX・イノベーション事例を10件STADニュースに掲載  また、営業活動を記録しデジタルデータ化。毎月末の会議にて進捗状況確認、営業活動とその結果を分析し受注の傾向を確認。その結果をもとに次アクション検討 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2021年　　1月　20日以来  日々実施 | | 発信方法 | https://www.stad.news/  にて公開 | | 発信内容 | https://www.stad.news/  にて経営者自らDX事例選定しWeb上でDX事例として配信。  人材教育する上でまずはデジタルで世界中で何がおこっているか、そしてどのような方向に進んでいるか、それに危険はないのか等をSTADニュースの中でSTADの戦略方向性および取り組み事例踏まえてCEO自ら発信している。  DXではない情報については載せない。またはDXに至らない要素を追記して記載。  設問(2)に関してサイト内にて『お知らせ』の内容を発信。補足情報：『[ＳＴＡＤ-DXビジョン2025改定](https://stad.news/dxvision2025.pdf)』改訂ポイントはベトナム企業とベトナムの大学とアメリカの大学との産学連携によるビジネススクールの立ち上げ。戦略に沿ってオフショアやITエンジニアとして日本にIT技術を提供するベトナム人材育成しIT人材を増やし、ミクロからマクロな世界へ進出している戦略における方向性記載。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　3月頃　～　　2025　年　4　月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」に自己診断結果記入。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年　　2月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY　ACTIONの二つ星宣言 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。